

市登録事業者（建設工事の部）の皆様へ

令和7年3月14日

総合評価方式の一般競争入札の拡充（特別簡易型の導入）について

市が実施する総合評価方式の一般競争入札について、建設工事等の品質確保や談合等の不正防止を図ることに加え、新たに小規模な工事を対象として災害対応や道路の維持補修などの市民の安全・安心を担う地元に着目した事業者の受注機会の確保に配慮し、より多くの事業者が参加できるようにすることを目的として、評価項目が少ない「特別簡易型」を導入します。

1 対象工事

型式	設計金額	条件設定
標準型	1億5千万円以上	施工上の技術提案を求める工事
簡易型	5千万円以上	上記以外の工事
特別簡易型	3千万円以上、5千万円未満	

※総合評価方式の適用が必要と認められたものに限る。

2 評価対象の項目

評価項目		標準型	簡易型	特別簡易型
企業の技術力	施工実績	○	○	○
	工事成績	○	○	○
	優良工事表彰	○	○	○
	品質管理	○	○	○
	安全管理	○	○	○
	建設キャリアアップシステムの利用	○	○	－
配置予定技術者の技術力	施工実績	○	○	○
	保有する資格	○	○	○
	資格の保有年数	○	○	○
地域貢献等	環境への配慮	○	○	－
	市内業者の活用	○	○	○
	市内の工事成績	○	○	－
	入札参加者の所在地	○	○	○
	地域活動	○	○	－

評価項目		標準型	簡易型	特別 簡易型
地域貢献等	次世代育成支援	○	○	－
	消防団への協力	○	○	○
	献血への協力	○	○	－
	市県民税の特別徴収	○	○	－
	雇用状況	○	○	－
	災害時の協力	○	○	○
	維持補修等の実績	○	○	○
	健康経営	○	○	－
品質確保等の 確実性	低入札調査基準価格以上の応札	○	○	○
	施工計画の適切性	○	○	－
技術提案		○	－	－
評価値の上限点数		63.5 点	43.5 点	28.5 点

2 実施時期について

令和 7 年 4 月 1 日から実施します。